TOPIC

# 令和6年度の後期高齢者医療制度

### ●保険証の更新

現在お持ちの保険証(「後期高齢者医療被保険者証」)の有効期限は7月31 日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。 8月1日からは、新しい保険証をお使いください。

#### ▼配達時に不在だった場合

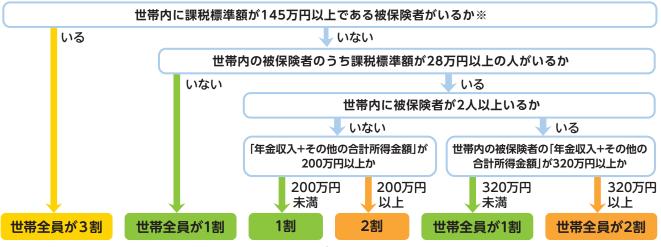
郵便受けに案内(不在連絡票)が入ります。郵便局へ再配達の依頼をするか、日進 郵便局で直接受け取ってください。



# 医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合(3割・2割・1割)は、令和5年中の所得などで判定されます。(表)

## (表) 自己負担割合の判定方法



※ 一定の基準・要件を満たす場合には、1割または2割になるケースがあります。

#### ■保険料の決定

令和5年中の所得などに基づき計算した「令和6年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象 者全員に送付します。

## 保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得 割額1の合計額です。また、一定の要件に該当する人は、保険料が軽減されます。

所得割額

[令和5年中の所得金額-基礎控除額※1]×所得割率11.13% ※2

均等割額 53,438円

年間保険料額 上限額80万円 ※3

- ※1 合計所得2,400万円以下の基礎控除額43万円
- ※2 令和5年の基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人の所得割率は10.40%
- ※3 令和6年度に新たに75歳になり加入する人を除き、賦課限度額は73万円

## あいち後期高齢者医療コールセンターのご案内

011-558 ご利用には通話料がかかります

【時間】午前8時45分~午後5時15分(土日祝日・年末年始を除く。7月13日~8月31日は土日祝日も開設)

《ご注意》コールセンターは受信専用です。

還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。

(ID:4937)